

静岡産業大学総合研究所は、2012年の創設以来、静岡県のビジネス社会をはじめいろいろな社会の発展に寄与するため、大学に蓄積してきた情報、知見、アイデア、研究成果、教育力を提供する地域連携活動を行ってきました。また、皆様方の日々の活動のお役に立つ、身近な情報を広く提供すべく、随時ニュースレターを発行しております

生涯学習社会の構築に向かう公教育制度改革への期待

はじめに

筆者は、生涯学習・社会教育を専門としており、ここ数年、その立場から現在の社会状況に関する考察を行い、日本経済新聞のコラム（2020年12月8日）や静岡県生涯学習インストラクターの会会報（2020年12月）、（一財）社会教育通信教育協会発行の生涯学習インストラクター・コーディネーター機関紙（2022年9月）に寄稿をさせて頂いた。また、静岡県社会教育委員等の公職を務める中でも、考察に基づいた意見を申し上げてきた。本稿では、これらの寄稿や意見で一貫して述べてきた、筆者の学習観・教育観と今後の我が国の公教育への期待を述べたいと思う。



静岡産業大学 スポーツ科学部 教授
松永由弥子

1. 学習と教育

生涯学習の分野では、学習とは、考え方や行動の仕方（行動様式）を変容する過程を意味する。学校で漢字を習って新聞を読めるようになるのは勿論学習ではあるが、例えば同居しているおばあちゃんに「早起きは三文の徳」ということわざを聞き、その意味を知ってなるほどと思い、朝早く起きるようになるのも学習であり、幼児が見よう見まねで二足歩行できるようになるのも学習、多くの大人がスマホでSNSを駆使し、友人等とやり取りできるようになるのも学習である。こうした学習は、急激な社会変化の中では、子供にも大人にも、生涯にわたって必要なことである。昨今の新型コロナウイルス感染症拡大予防の為、新しい生活様式への変容が求められたり、世界情勢の激変及び、自然災害の頻発下において、それらに即座に対応する必要性が生じたりする中では、このような学習の重要度は増す一方である。

また、生涯学習においては、教育はこの学習を支援する営みと捉えられている。学習

者の主体性を尊重し、伝えるべきことや教育者の願いを示しながらも、どこまでも学習者の成長を願ってサポートする立場を貫くのが教育というわけである。老若男女問わず誰もが取り組む学習の方法や内容は多岐にわたるため、それらありとあらゆる学習をサポートするには、教育も一つの方法等にこだわらず、やはりありとあらゆる形で行われるのが望ましいと考えられている。

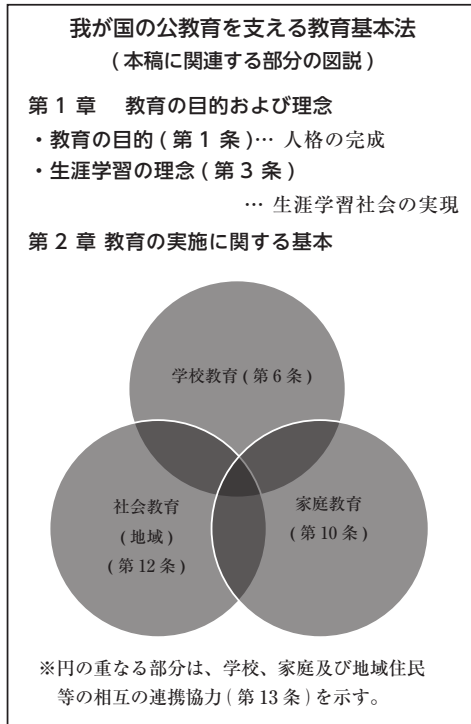
2. 我が国の公教育の根拠「教育基本法」に示される教育と学習の姿

このような学習や教育の捉え方は、新鮮に聞こえるようにも思えるが、既に、平成18年に改正された教育基本法に示されている。教育基本法は、準憲法的な性格を有する我が国の公教育の根拠となる法律で、教育の目的および理念・教育の実施に関する基本・教育行政の3章から成る。ここでは本稿にかかわる第1章と第2章を詳しくみていこう。

第1章の教育の目的及び理念の章では、まず第1条において、教育の目的は「人格の完成」にあるとされている。この表現は、教育の目的が含むべき、個人的教育目的、社会・国家的教育目的、文化目的の3つの要素に触れ、普遍的に妥当とされる目的を端的に言い表したものだと言われている。すなわち、なぜ人は教育を受けるのかと言えば、それは生きるのに必要な知識や技術、人間らしい行いや理性などを身につけるためではあるが（ここまですべて個人的、社会・国家的教育目的）それらには実は究極のゴールはなく、より良く、より高い理想を求めて成長し続けるためなのである（この部分が文化目的）。スケート選手の羽生結弦さんが、オリンピックで金メダルを獲得しながらも、その後もさらにより美しいスケートिंगを追求し、日夜スケートに励まれるのは好例であろう。また、同じく第1章第3条では生涯学習の理念がうたわれ、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習社会の実現が図られるべきとされている。人々は生涯にわたって学び続けながら、より高い人格の完成を目指すことになるが、その場合いろいろなスタイルの学びが展開され、それらを教育はサポートすることになる、ということの意味している。

第2章の教育の実施の基本では、教育は学校教育（第6条）・家庭教育（第10条）・社会教育（第12条）の三つで行われることが明記されている。以前より、学校・家庭・社会は教育を行う三つの場であると言われてきたのだが、改正教育基本法では、この三つの教育が共に明記され、それぞれに目標を有し、それぞれの場で生じる人々の様々な学習を支援するために、あらゆる方法や形態を駆使して行われるべきとされている。

ちょうど今年（2022年）は日本に初の学校制度が導入されたことを示す学制公布（1872年）から150年という記念の年であるが、このことが示すように、明治期以降、我が国では、国民の教育を受ける権利を保障するための公教育を、主に学校という教育機関を組織的に配置することで提供してきた経緯がある。その中で我々は、教育と聞けば、それは学校に通うこと、学校に行って先生から何か教わること、というイメージを強く有するようになってきていると推測されるが、教育基本法において、教育はそれだけではないことを明確に示しているのである。未熟な状態で誕生した赤ん坊が家庭生活の中で、一緒に暮らす周りの大人から刺激を受けて徐々に二足歩行できるようになり、言葉を話すようになり、



人間らしく暮らせるようになる、その成長・発達を支えることも教育(家庭教育)であり、学校ではない職場や地域などで社会生活を営む中、仕事の必要性に迫られて新しい技術を身につけたり、その技術を駆使するための資格を取ろうと独学したり、町内会で長年続くお祭りを今年も盛り上げようとみんなで踊りや笛太鼓を練習したり、災害時にもなるべく平穏に避難生活ができるよう避難所運営の方法を話し合ったり、日常生活をもっと生きがいを感じて豊かに暮らしたいと趣味活動を充実させたりする多岐にわたる学習活動を支えることも教育(社会教育)なのである。

さらに第2章第13条では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の必要性がうたわれている。これら学校教育・家庭教育・社会教育は、それぞれに独立した役割を有して連携を取り合い、生涯にわたって学び続ける国民の様々な学習を、ありとあらゆる方法や形態を駆使して支えることが重要ということである。

3. 最近の教育改革の動向

上記のように教育基本法が改正された後、公教育の屋台骨となる学校教育は、その位置づけや教育内容に法制上変化が生じている。平成19年の学校教育法改正においては、第30条第2項において「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」(注:本条は第4章小学校にあるが、この条項は中学校、高等学校等他の校種に準用されている)と、学校教育の生涯学習における役割が明確にされた。

その約10年後の平成27年には、中央教育審議会(中教審)が「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(中教審第185号)において、学校と家庭、地域との連携・協働の重要性や、警察や児童相談所等の外部組織との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要性を述べた。実際、この答申後に、学校に教員以外の、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった有資格の専門スタッフが法的根拠をもって配置されるようになった。

さらに今現在学校で提供されている教育内容の基準となる、平成29・30・31年改訂学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現が目指され、学校教育と社会との関連が強く意識されるようになってきている。加えて、その実現のためには個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を必要とし、学校では、以前の教室での教師による一斉授業とは全く違う学びが展開されようとしている。

4. 生涯学習社会構築に向けた教育改革に必要な社会教育的視点

今後、我が国が教育基本法第3条に示す生涯学習社会の構築を目指そうとするならば、3.に述べたような学校教育の改革に加えて、社会教育的な視点での教育改革を期待したい。筆者がかかわった第36期・第37期静岡県社会教育委員会においては、教える・教わるという関係性が固定的ではなく、学びの場にいるお互いが学び合い教え合う相互教育性、また、自由な学びをその人に合わせた形で提供・支援できる、という2つの特徴を有する社会教育ならば、誰もがお互いを認め合い共に学び合う生涯学習社会を実現できるのではないか、との結論に至った。水車小屋のバケツに入った沢山の芋がお互いこすれ合ってきた「芋こじ」さながらの自由度が高い教育は、学校教育が目指す個別最適な学びと協働的な学びを既に十分体現している。まさに、学校や社会という枠を超えて教育方法等が共有され連携することで、教育改革が一段と進むことを願う次第である。